

沿岸漁業改善資金

沿岸漁業者のための
無利子貸付資金



令和8年8月
愛媛県農林水産部水産局漁政課

沿岸漁業改善資金とは

沿岸漁業者のための**無利子**資金で、次の3つの資金があります。

経営等改善資金

- ・沿岸漁業の経営または操業状態の改善を図るため、近代的な漁業技術や、合理的な漁業生産方式の導入を促進するための資金。
(例)省エネ型エンジン、自動操舵装置、サイドスラスタ、漁業用ソナー など
- ・漁ろうの安全を図るための施設や、漁具損壊を防止するための施設の資金。
(例)転落防止用手すり、消火器、レーダー反射器、灯火付きブイ など

生活改善資金

- ・住居の改善や衛生施設の設置等を通じて、家事労働の合理化や生活の合理化を促進するための資金。
(例)し尿浄化装置、屋内内部(居室など)の改造 など
- ・女性や高齢者のグループが、生き甲斐をもって自主的に行う生産活動を促進するための資金。
(例)加工用機器、加工用原料 など

青年漁業者等養成確保資金

- ・沿岸漁業の担い手を養成・確保するため、青年漁業者や漁業労働に従事する者が、漁業経営の基礎形成を助長するための資金。
(例)近代的な沿岸漁業の経営方法等の研修に要する経費
経営力向上を図るための機器(パソコン等)購入費
新たに漁業経営を開始する際の漁船取得費 など

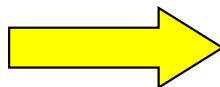
転貸方式の導入により債務保証を受けることが可能です！

令和4年度に新たに導入された**転貸方式**によって、漁業信用基金協会による**債務保証を受けることが可能**になりました。

転貸方式を利用する場合は、**直貸方式で必要な連帯保証人が不要**になります。
(別途、信用基金協会の保証審査を受ける必要があるほか、所定の保証料を支払う必要があります。)

これまで

- ・直貸方式のみ
- ・2人以上の連帯保証人が必須



R4以降

- ・直貸・転貸を選択可能
- ・転貸方式の場合、
債務保証を受けることで
連帯保証人が不要に！

誰が借りることができますか？

- 対象者は、沿岸漁業を営む個人や漁業協同組合など、沿岸漁業に従事する方です。
- これから沿岸漁業を始める方も対象です。

※本制度における沿岸漁業

- 20トン未満の漁船を使用して行う水産動植物の採捕
- 漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕
- 漁具を定置して行う水産動植物の採捕(上記に該当するものを除く)
- 水産動植物の養殖

どんな場合に借りることができますか？

- 例えば、次のような場合に借りることができます。
 - 沿岸漁業の経営改善を目的として、新しい漁具や漁ろう機器などを購入する場合
 - 養殖業では、新しい養殖技術の導入等に必要な養殖施設の設置や種苗、餌料等を購入する場合
 - 生活改善のための住居改造や、し尿浄化装置などを購入する場合
 - 青年漁業者が漁業の開始に必要な漁船や漁具などを購入する場合

いくら借りることができますか？

- 利用限度額
一漁業者あたり5,000万円です。(貸付内容により限度額が異なります。)
- **貸付利率**
すべて無利子です。
(※転貸方式の場合は、別途漁業信用基金協会の保証料が必要です。)

いつまで借りることができますか？

- 償還期間は最大10年です。(貸付内容により償還期間が異なります。)

※**償還期間**とは
据置期間と返済期間を
合わせた期間です

据置期間

返済期間

償還期間

※貸付対象や限度額、償還期間についての詳細は次頁の表をご覧ください。

資金の種類、貸付内容、貸付限度額、償還期間及び据置期間

経営等改善資金

貸付の内容		貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
○操船作業省力化機器等設置資金				
●自動操舵装置	1台	100万円	500万円	7年以内 (1年以内)
●遠隔操縦装置	//	50万円		
●サイドスラスター	//	400万円		
●レーダー	//	180万円		
●自動航跡記録装置	//	120万円		
●GPS受信機	//	130万円		
○漁ろう作業省力化機器等設置資金				
●動力式つり機	1件	500万円	500万円	7年以内 (1年以内)
●ラインホーラー等の揚縄機	1台	120万円		
●ネットホーラー等の揚網機	//	120万円		
●巻取りウインチ	//	500万円		
●放電式集魚灯	1セット	200万円		
●漁業用クレーン	1台	400万円		
●漁獲物等処理装置	//	500万円		
●海水冷却装置	//	180万円		
●海水殺菌装置	//	300万円		
●漁業用ソナー	//	500万円		
●カラー魚群探知機	//	150万円		
●潮流計	//	500万円		
○補機関等駆動機器等設置資金				
●補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む）	1台	400万円	500万円	7年以内 (1年以内)
●油圧装置	//	500万円		
○燃料油消費節減機器等設置資金				
●推進機関（漁船用環境高度対応機関）	1台	2,400万円	2,500万円	7年以内 (1年以内)
●定速装置	//	120万円		
●発光ダイオード式集魚灯	//	1,300万円		
○新養殖技術導入資金				
●養殖施設	1件	400万円	400万円	4年以内 (2年以内)
●種苗、餌料等				
○資源管理型漁業推進資金				
(1)水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用または設置費用				
(2)(1)と併せて行う、				
ア. 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用		1,200万円		10年以内 (3年以内)
イ. 漁獲物の付加価値向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設の設置費用				
○環境対応型養殖業推進資金				
ア. 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等		2,000万円		10年以内 (3年以内)
イ. 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす・自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器等		※漁業環境適正化管理協定に基づく取組		
ウ. ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、畜養施設、医薬品、飼料等		1,200万円		

経営等改善資金

貸付の内容	貸付限度額			償還期間 (うち据置期間)
○乗組員安全機器等設置資金 ●転落防止用手すり ●安全カバー装置 ●網揚機安全装置	1 件 // //	50万円 50万円 40万円	150万円	5 年以内 (1 年以内)
○救命消防設備購入資金 ●救命胴衣 ●消火器 ●イーパブ ●小型漁船緊急連絡装置 ●レーダートランスポンダ	1 件 // // // //	10万円 10万円 60万円 130万円 65万円	130万円	2 年以内 (一) 5 年以内 (一)
○漁船転覆防止機器等設置資金 ●漁獲物の横移動防止装置 ●甲板下の魚そう	1 件 //	30万円 100万円	150万円	5 年以内 (1 年以内)
○漁船衝突防止機器等購入等資金 ●レーダー反射器 ●無線電話	1 件 //	40万円 40万円	80万円	5 年以内 (一)
○漁具損壊防止機器等購入資金 ●漁具の標識（灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ）	一人 団体、会社	70万円 130万円		5 年以内 (一)
○特認資金 ●5WDSB方式無線電話の設置に必要な資金			800万円	5 年以内 (1 年以内)

生活改善資金

貸付の内容	貸付限度額			償還期間 (うち据置期間)
○生活合理化設備資金 ●し尿浄化装置 ●改良便所 ●自家用給排水施設（動力ポンプを除く） ●太陽熱利用温水装置	1 件 // // //	30万円 30万円 10万円 10万円	30万円 30万円 10万円 10万円	3 年以内 (一) 2 年以内 (一)
○住居利用方式改善資金 ●居室（居間、寝室、子供室、老人室等） ●炊事施設（炊事場、食事室等） ●衛生施設（浴室、便所、洗面所等） ●家事室等（家事室、更衣室、土間等）	の家の内部 の改造		1 件 // // // 150万円 150万円 150万円 150万円	7 年以内 (一)
○婦人・高齢者活動資金 ●婦人又は高齢者のグループが行う生産活動に要する漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器、種苗、餌料、加工用原料、資材等	1 件	80万円	80万円	3 年以内 (一)

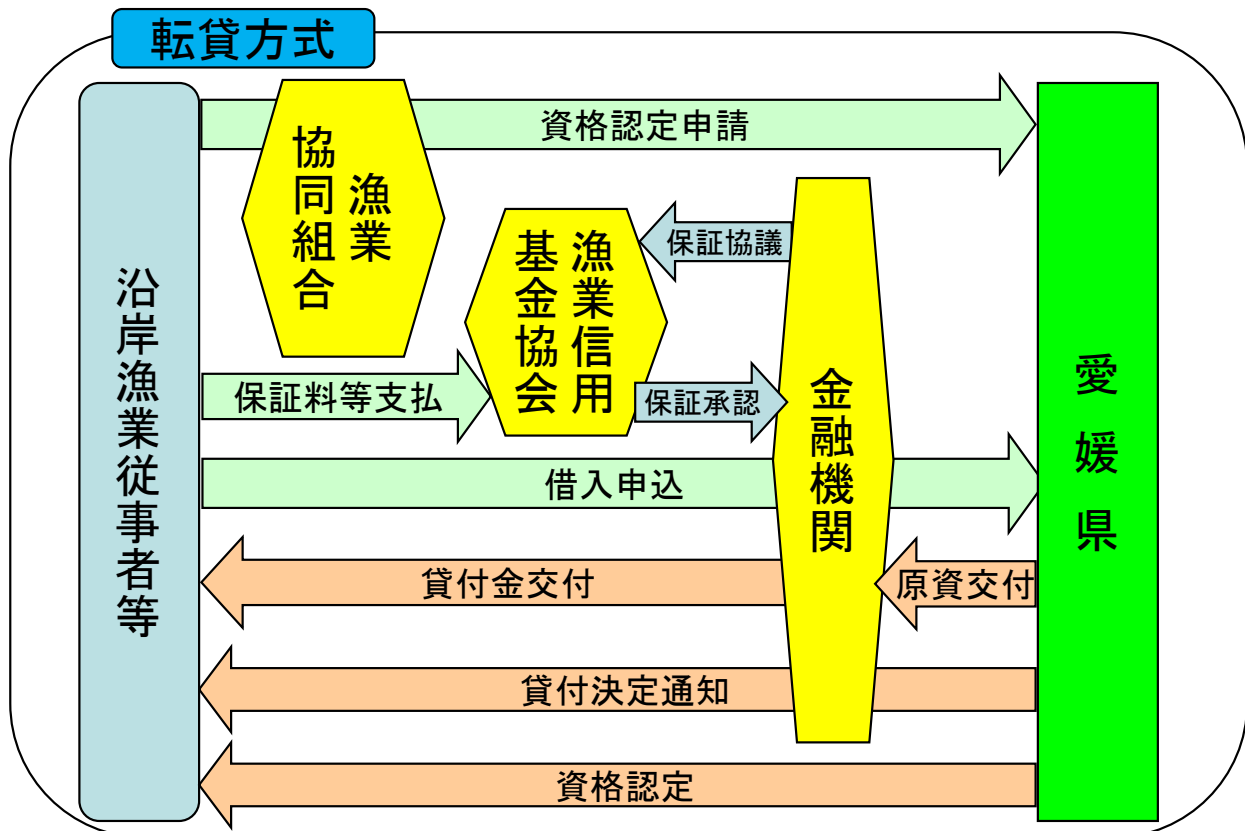
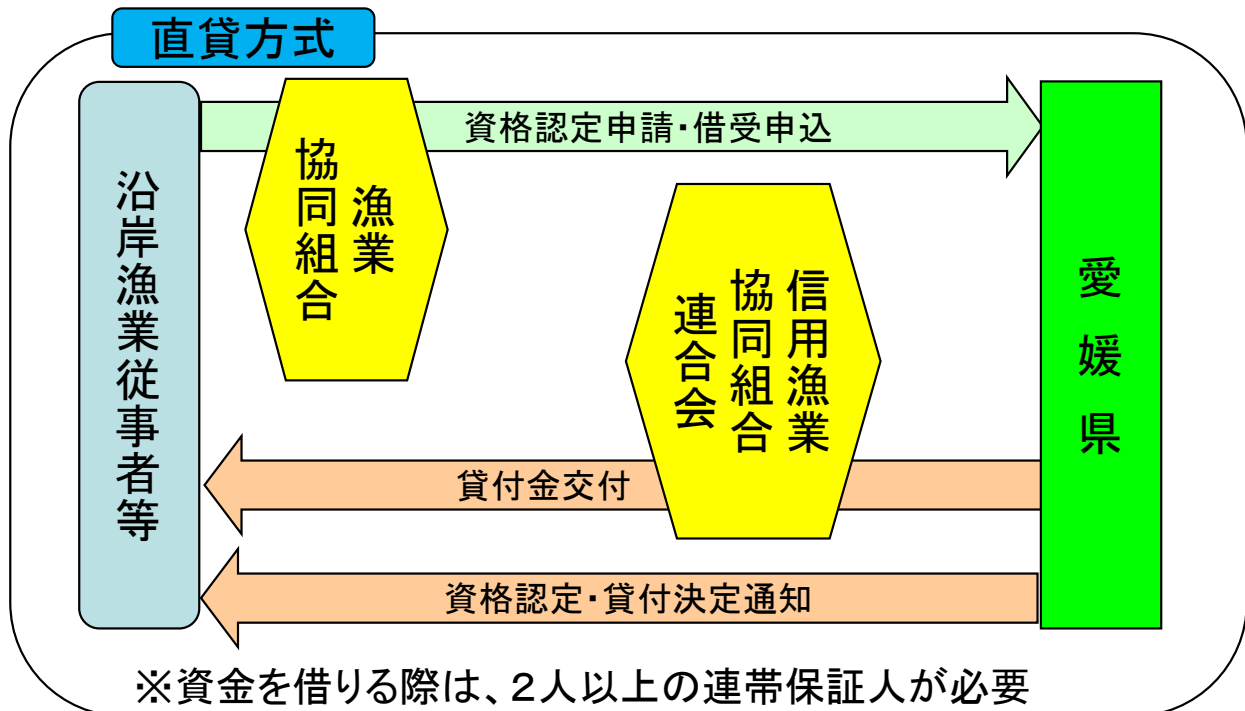
青年漁業者等 養成確保資金

貸付の内容	貸付限度額			償還期間 (うち据置期間)
○研修教育資金 ●国内研修（旅費、教材費、授業料、視察費等） ●国外研修（旅費、教材費、授業料、視察費等）	1 人 //	180万円 100万円	180万円	5 年以内 (1 年以内)
○高度経営技術習得資金 ●パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置等	1 人	150万円	150万円	5 年以内 (一)
○漁業経営開始資金 ●漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等	中核的漁業者共同体 一の区分された沿岸漁業部門の経営開始		2,000万円 5,000万円 800万円	10 年以内 (3 年以内)

どのような手続きが必要ですか？

・手続きの流れ

愛媛県から直接貸付を受ける「直貸方式」と、金融機関を通じて貸付を受ける「転貸方式」があります。



申込から借入までどれくらいの時間がかかりますか？

- 借入の相談から実際の借入まで、通常3ヶ月～4ヶ月程度かかります。資金が必要な時期を考え、お早めに所属の漁協（または県漁協支所）や県地方局・支局水産課にご相談ください。

どこで借りることができますか？

- 貸付者は、愛媛県（直貸の場合）、または金融機関（転貸の場合）です。

● 県所管部署

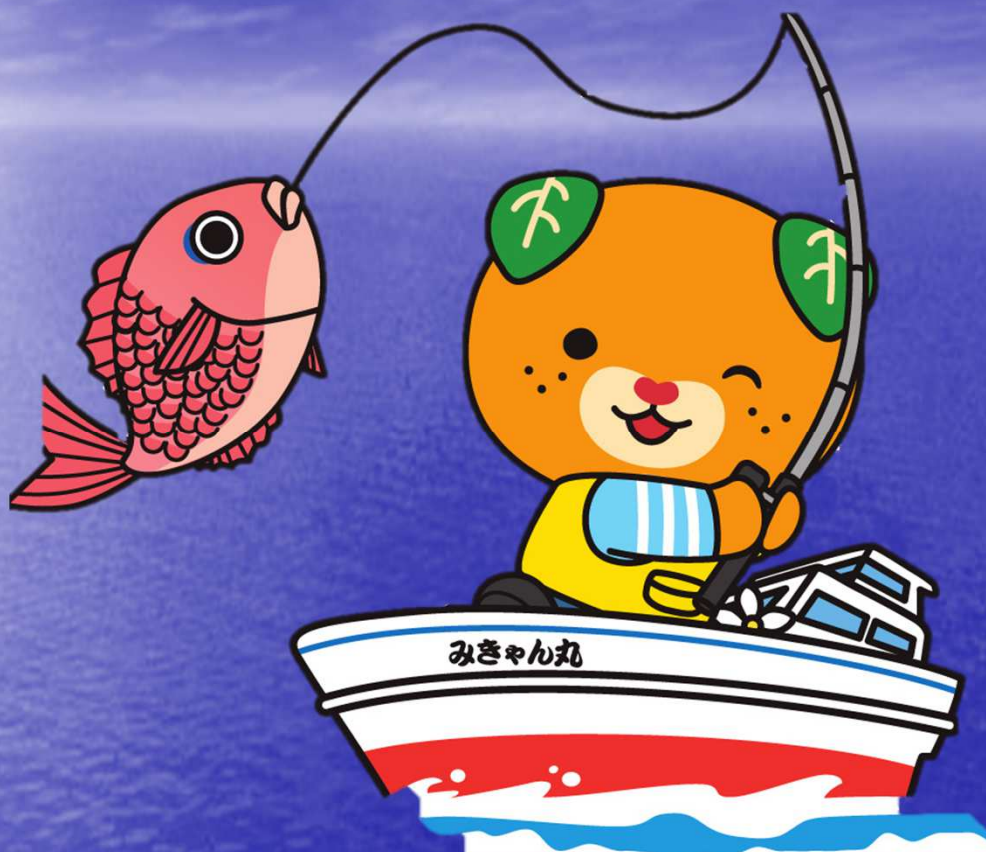
地域	所管部署	連絡先
東予地方局管内	東予地方局農林水産振興部水産課	0898-68-6743
今治支局管内	今治支局水産課	0898-36-1983
中予地方局管内	中予地方局農林水産振興部水産課	089-909-8768
八幡浜支局管内	八幡浜支局水産課	0894-24-3307
南予地方局管内 (愛南含む)	南予地方局農林水産振興部水産課	0895-28-6148
県全域	愛媛県農林水産部水産局漁政課	089-912-2607

● 取扱金融機関

機関名	連絡先
愛媛県信用漁業協同組合連合会	089-933-8718
愛媛銀行	0120-22-0576
愛媛信用金庫	089-946-1172

● 保証機関

機関名	連絡先
全国漁業信用基金協会愛媛支所	089-933-5127



えま
ひじ
めめ

愛媛県農林水産部水産局漁政課
松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第一別館7F



まじめ課長